

### 第33回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日（水曜日）午後2時から午後3時まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席10名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	近藤正孝	金子さか江	三島孝二
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	永井是充	藤関弘之
	新美康弘	金原節子	加藤浩孝
	下島良一	杉浦孝明	磯貝孝弘

4. 欠席委員（農業委員1名）

藤浦利吉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2 (1) 議案について (25件)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の件	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請の件	2件
議案第3号	地域計画の変更について	1件
議案第4号	碧南農用地利用計画変更の件（農用地区域からの除外）	1件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画の公告について	17件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件

追加議案

議案第7号	令和8年度最適化活動の目標設定等について	1件
-------	----------------------	----

(2) 報告事項について (8件)

報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	2件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	5件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知の件	1件

6. 事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

## 7. 議事とその結果

次 長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第33回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。8番委員から欠席の届け出がありました。よって、本日の出席委員は、農業委員10名・推進委員9名の委員全員の出席をいただいておりますので、本会議は成立していますことをご報告いたします。

それでは、これより議事の審査に移ります。

これからの取り回しにつきましては、碧南市農業委員会 会議規則第6条第1項の規定により、神谷昌明会長にお願いいたします。

会 長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 それでは、11番委員、2番委員をお願いします。

会 長 次に、日程第2の議事に入ります。

事務局 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

受付番号1844番

◎◎町◎丁目◎◎番 現況畑 20㎡につきまして

□□町□丁目□□番地 □□□□さん から

△△町△丁目△△番地 △△△△さん へ所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人と譲受人は住所が異なるものの、同じ農家世帯として一緒に営農しております。申請地の隣地が譲受人名義の土地であることもあり、今後のこともふまえ名義を変えたいとのことです。そのため議案の経営面積についても同じ値がはいっております。

この農地は、市街化区域の農地です。

対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、経営地は畑が2,743.91㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴15年の△△さんと65年の父、10年の子です。通作距離は、△△さんの自宅からは車で45分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、100日の△△さんと子、80日の父です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

3月9日に、4番委員と12番委員、事務局で、現場確認を実施しました。地図は、21ページにあります。

続きまして、受付番号1845番です。

◎◎町◎丁目◎◎番 畑 1,144㎡ はじめ 3筆 2,044㎡

につきまして、

□□町□丁目□□番地 □□□□さん から

△△町△丁目△△番地 △△△△さん へ解除条件付きの賃借権設定の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の開始です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、10アール当たり約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力ですが、譲受人はこれまで××××として同じ申請地を借りていましたが解約し、今回新たに農業法人を立ち上げるにあたり、△△△△として借りなおすことになりました。そのため、△△△△としての現状の経営地は0となっております。

農作業に従事する者は、3名で今後さらに3名増員予定とのことです。

通作距離は、車で10分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、245日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農家の取り組む共同作業に参加し連携を図るとともに各種取り決めを遵守していきますので支障ありませんとのことです。

今回申請するにあたり昨年夏ごろに一時期草生えの状態が続いていましたが、今後はトラクター1台をリースし、また人員も増員し草刈り等も定期的の実施・管理していくことができています。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

3月9日に、3番委員と16番委員、事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、22ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番委員

まずは受付番号1844番です。4番委員お願いします。

会 長

対象地はきれいに耕作されており問題ないと思います。

12番委員

ありがとうございました。続いて、12番委員お願いします。

会 長

4番委員と同意見です。草生えもない状態でしたので、問題ないと思います。

ありがとうございました。続いて、受付番号1845番についてです。

3番委員お願いします。

3番委員 現場を確認したところ、◎丁目◎番、◎番についてはトラクターで土が起こされている状態を確認できましたが、土が起こされてから時間が経っていて少しだけ草生えしておりました。

◎丁目◎番については家庭菜園としてきれいに耕作されておりました。全体的にみて問題ないと思われます。

会長 ありがとうございます。続いて、16番委員お願いします。

16番委員 現在は全体的に草生えも少なく、一部耕作もされているので問題ないと思われます。しかし、前年も夏頃に草生えが見られた為、今後も夏頃に現場確認を実施する等注視する必要があると思います。

会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会長 次に議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。

受付番号1846番

□□町□丁目□番地 □□□□さん から、

△△町△丁目△番地 △△△△さん へ、

◎◎町◎丁目◎番 畑 73㎡につきまして、

使用貸借権の設定で、分家住宅1棟の転用になります。隣地◎◎番の167.82㎡との一体利用で建築面積80.94㎡、建ぺい率33.6%です。

申請理由としましては現在アパートで夫と子ども3人の5人で暮らしておりますが、手狭であり将来のことも考え、両親の実家の隣の敷地に分家住宅を建てることにしました。

申請地の農地区分は、第3種農地と考えます。第3種農地とは、「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「医療施設・公共施設が500m以内に2つあり、かつ上下水道管が整備されている4m以上の道路沿線にある区域」に相当していると考えます。

この第3種農地は、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。

申請書には、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和8年3月6日に6番委員、17番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

地図は23ページ、また図面は24ページにあります。

続きまして受付番号1847番です。

□□町□丁目□□番地 12番委員 から、

△△町△丁目△△番地 △△△△さん へ、

◎◎町◎丁目◎◎番、田、1, 302㎡につきまして、所有権移転で、駐車場27台分の転用です。

申請理由としましては、隣地にある本社工場は入庫車両の拡張により車検整備を始めとするトラック等の整備車両の台数が増加し、現状の整備設備では業務効率と安全に影響が生じています。市街化区域内にある駐車場用地を探してきましたが適当な土地がなく、駐車場用地及び納車トラックの待機場所として最適な隣接するエリアで申請地を譲っていただけることになり決定しましたとのことです。

申請地の農地区分は第2種農地と考えます。第2種農地とは「市街化が見込まれる区域内の農地」で、今回の申請地は、第2種農地の中でも、「北新川駅から1キロの範囲内で宅地割合が4割を超えている土地」に相当していると考えます。

また、申請書には碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。

以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和8年3月10日に、神谷会長と19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は25ページ、配置図は26ページにあります。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番委員 まずは受付番号1846番です。6番委員お願いします。

現地確認を実施したところ、既に整地済みで草生えもなくきれいな状態でした。問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて17番委員お願いします。

17番委員 6番委員と同意見です。問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。続きまして受付番号1847番です。

私が事務局と共に現地確認を実施しましたので、現地調査の結果を報告します。

対象地は水稻作が既に終わっており、草生え等もありませんでした。問題ないと思います。

19番委員 続いて19番委員お願いします。

神谷会長と同意見です。問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

12番委員の案件を先決します。

12番委員 (退席)

会 長 12番委員の案件は、受付番号1847番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、12番委員関連の受付番号1847番は、原案のとおり決定しました。

12番委員 (自席に戻る)

会 長 それでは、先決1件を除く1件について、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。

会 長 次に議案第3号、「地域計画の変更について」ならびに議案第4号、「碧南農用地利用計画変更の件(農用地区域からの除外)」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 3ページをお開きください。議案第3号、4号ともに同じ事業計画に関するものですので、一括して説明いたします。  
議案第3号、地域計画の変更の件について、議案第4号 農用地利用計画変更の件(農用地区域からの除外)についてです。  
今回、地域計画区域内の面積から除外及び農業振興地域整備計画の農用地から除外するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。  
農振除外前に、地域計画を変更する必要があるため議案としては地域計画の変更が前の番号となっておりますが、議案第4号から説明させていただきます。  
4ページをお開きください。  
議案第4号 農用地利用計画変更(農用地区域からの除外)の件についてです。  
受付番号1849番  
施設の概要は、分家住宅1棟の建築です。建築面積137.88㎡、建ぺい率33.86%です。  
申出地は、◎◎町◎丁目◎◎番、田、887㎡のうち407㎡で、  
所有者は、□□町□丁目□□番地 5番委員です。  
農振除外を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の6要件である、

- 1 代替すべき土地がないこと。
- 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 3 土地利用への支障が軽微であること。
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- 5 施設機能への支障が軽微であること。
- 6 土地改良事業から8年経過していること。

の全ての要件を満たす必要があり、申請地はすべての要件を満たしております。  
よって農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更6要件を満たし、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。

市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、申出地の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く4団体についても、碧南市から意見照会が行われています。

令和8年3月10日に、神谷会長、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は28ページにあります。

続きまして1ページ戻りまして、3ページの議案第3号 地域計画変更についてです。

受付番号1848番

変更地域は西端地域となります。

変更箇所は除外と同じ◎◎町◎丁目◎◎番、田、887㎡のうち407㎡です。

変更理由は、分家住宅1棟の建築による農振除外のため、地域計画の面積からの除外です。この変更により区域内の農用地面積が0.1ha減り、247.7haとなります。

集積率等は変更ありません。そのため、地域計画の目標達成に影響はないと考えます。

地域計画の変更にあたっては、碧南市農業委員会のほか、碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区、明治用水土地改良区、愛知県中間管理機構、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く5団体についても、碧南市から意見照会が行われています。以上です。

会 長

ありがとうございました。

まず只今の説明に関連して、私が事務局と共に現地確認を実施しましたので現地調査の結果を報告します。

対象地は水稻作が既に終わっており、草生え等もありませんでした。問題ないと思います。

続いて19番委員お願いします。

19番委員  
会 長

会長と同意見です。問題ないと思います。

ありがとうございました。

それでは、5番委員の関連議案について質疑に入ります。

5番委員  
会 長  
会 長

(退席)

この件につきまして、推進委員の皆様も含めご意見、ご質問等ありませんか。

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第3号ならびに議案第4号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場  
会 長

(「異議無し」の声)

異議もございませんので、議案第3号ならびに議案第4号は原案のとおり決定しました。

5番委員

(自席に戻る)

会 長 次に議案第5号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。  
事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 5ページをお開きください。  
議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。  
中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。  
案件は全て貸借権設定で、合計件数17件、合計面積23,968㎡です。内訳は、田5,485㎡、畑18,483㎡です。  
この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。  
5番委員の案件を先決します。

5番委員 (退席)

会 長 5番委員の案件は受付番号1866番です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
5番委員関連について原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1866番は、原案のとおり決定しました。

5番委員 (自席に戻る)

会 長 次に、7番委員の案件を先決します。

7番委員 (退席)

会 長 7番委員の案件は受付番号1851番です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、7番委員の受付番号1851番は、原案のとおり決定しました。

7番委員 (自席に戻る)

会 長 それでは、先決2件を除く15件について、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第5号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第6号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件」を議題と
事務局	します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。 15ページをお開きください。 議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。 受付番号1867番 申出人は、□□町□丁目□□番地、□□□□さん 外1名です。 申出生産緑地は◎◎町◎丁目◎◎番、畑、472㎡ ◎◎町◎丁目◎◎番、畑、495㎡ ◎◎町◎丁目◎◎番、畑、495㎡の合計面積1,462㎡です。 申出事由の生じた者は、△△町△丁目△△番地、△△△△さんです。 申出事由が生じた日は、令和7年8月24日、理由は死亡です。 申出人との続柄は、夫です。 申述書によりますと、死亡する以前は、年間250日農業に従事していたとのことで
会 長	す。 令和8年3月9日に3番委員、16番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は27ページにあります。
3番委員	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明を します。3番委員お願いします。 ◎◎町◎丁目◎◎番については、家庭菜園が行われておりました。 ◎◎町◎丁目◎◎番、◎◎番については耕作されておらず、草はえもみられました。 恐らく生産緑地を解除して宅地等に転用されるのではないかと思います。
16番委員	ありがとうございました。 続いて、16番委員お願いします。 3番委員と同意見です。
会 長	ありがとうございました。 それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありま せんか。
議 場	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	議案第6号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	(「異議無し」の声)
事務局	異議もございませんので、議案第6号は原案のとおり決定しました。 次に、追加議案第7号、「令和8年度最適化活動の目標設定等について」を議題と します。 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。 お手元に配布しました資料「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」をご覧 ください。 こちらは単年度の目標を設定しているものです。3月末までに翌年度の目標設定を行

うこととされていますので、今月の議案としております。

要点をピックアップして説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、

「1 農業の現在の体制」につきましては記載のとおりです。

「2 農家・農地等の概要」ですが、下の表に記載していますが耕地面積の合計は871haです。農林水産省が公表している「耕地及び作付面積統計」による数値を記載しております、令和7年度の目標設定時よりも15ha減少しています。

2 ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 (1) 農地の集積」の「②目標」については、令和7年度の集積率は72.9%でした。目標設定の考え方は、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における令和14年度の目標値が80.0%となっていますので、その達成に向け、毎年度1.1ポイントずつ段階的に引き上げていく設定としていますので、令和8年度の目標値を74.0%としました。

引き続き、担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動を行っていきます。

次に「(2) 遊休農地の解消」について、「①現状及び課題」は遊休農地の解消及び新たに遊休農地を発生させないことを目標としております。

今年度の発生遊休農地は農パト直後には5筆4,478㎡と報告しておりましたが、通知等を送った結果、1筆1,514㎡改善されまして結果的に4筆2,964㎡となりましたので、0.3haと記載しております。

続いて、3ページをお願いします。

「(3) 新規参入の促進」の「②目標」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」についてです。過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とされていますので、令和5年度から7年度までの平均値の1割7.9haとしています。

次に「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、「1人当たりの活動日数」につきましては今年度と同じく月に8日を目標案としています。

今年度の上半期の集計結果は委員1人あたり月平均15日となっております。

「(2) 活動強化月間の設定目標」ですが、農地パトロール以外に年3回の強化月間を設定することとされております。

7月に農地パトロール開始にあたり、草生え農地等の情報を収集すること、

9月に12月末に利用権の終期を迎える農地が多いため、引き続きの利用権設定を促すこと。こちらは中間管理機構に一元化されたことに伴い処理に時間がかかることから昨年度から9月としています。

3月に農業委員会だよりを発行し、農地パトロールの状況の公表と適切な農地管理の周知を行うこと。これは昨年度まで1月から2月に発行していましたが、新規就農者の紹介がおおくなるため、今年度より、激励会が終わった直後の3月としております。

最後に「(3) 新規参入相談会への参加目標」ですが、国や県、市、JA等が開催する

新規就農に関連する相談会、説明会等へ年1回は参加することを目標設定することとされております。

この点につきましては、新規就農の方が初めて利用権設定する際には委員さんに面談をしていただく運用としております。また、現行の制度として、経営開始直後の新規就農者に対する国の補助金交付事業があり、その要綱のなかで、県の普及指導担当課、JA、融資機関と農業委員会でサポートチームを構成し、対象者の訪問や農地、経営・技術、営農資金等の相談に対応することとされておりますので、その活動を記載させていただいたものになります。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

追加議案第7号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、追加議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

会 長

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 5件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 1件

合計8件一括報告してください。

事務局

(報告)

会 長

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会 長

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会 長

無いようですので以上をもちまして、第33回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後3時閉会～